

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校 の 使命等に関する規則

平成 24 年 3 月 5 日  
規 則 第 95 号

最終改正 令和 3 年 11 月 3 日

### 鈴鹿工業高等専門学校の使命等に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 本規則は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）等関係法令の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の使命等について定め、もって教育活動の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

#### (使命)

第 2 条 本校の使命は次のとおりとする。

本校は、技術者養成に関する地域の中核的教育機関として我が国の産業の発展を支え、グローバルに活躍する人づくりと、新しい価値の創造により広く地域と社会の発展に貢献する。

#### (教育理念)

第 3 条 本校の教育理念は次のとおりとする。

- (1) 広い視野から価値判断ができ、技術者精神を備えた豊かな人間性を涵養する。
- (2) 科学技術に関する高い専門知識と技術に基づく深い洞察力と実践力を育成する。
- (3) 未知の問題に果敢に挑み、新たな価値を創造する力を育てる。
- (4) 心身を鍛え、己を確立し、自ら未来を切り拓く力を育てる。

#### (養成すべき人材像)

第 4 条 本校の養成すべき人材像は次のとおりとする。

- (1) 生涯にわたり継続的に学修し、広い視野と豊かな人間性をもった人材
- (2) 高い専門知識と技術を有し、深い洞察力と実践力を備えた人材
- (3) 課題探求能力と問題解決能力を身につけた創造性豊かな人材
- (4) コミュニケーション能力に優れ、国際性を備えた人材

#### (学科の教育方針)

第 5 条 学科（準学士課程）の教育方針は次のとおりとする。

5 年一貫の教養教育及び実践的工学教育により、創造性豊かな実践的技術者として将来活躍するための基礎的な知識と技術及び生涯にわたり学習する力を身に付けた人材を育てる。

#### (学科の教養教育の目標)

第 6 条 学科（準学士課程）の教養教育の目標は次のとおりとする。

豊かな人間性と社会性を涵養し、広い視野からの問題把握と価値判断ができる力を培う。また、自然科学及び情報処理の知識を習得させるとともに、英語によるコミュニケーション能力を育成する。

(学科の専門教育の共通目標)

第7条 学科(準学士課程)の専門教育の共通目標は次のとおりとする。

準学士課程の教育を実施し、高い専門知識と豊富な実験技術を養う。

(機械工学科の専門教育の目標)

第8条 機械工学科の専門教育の目標は次のとおりとする。

機械工学に関する理論と知識(材料と構造、運動と振動、エネルギーと流れ、情報と計測・制御、設計と生産、機械とシステム等)、実験技術を習得させるとともに、応用・展開力、創造性を養う。

(電気電子工学科の専門教育の目標)

第9条 電気電子工学科の専門教育の目標は次のとおりとする。

電気電子工学に関する理論と知識(電気磁気学、電気・電子回路、エネルギー・電気機器、物性・デバイス、計測制御、情報・通信)並びに全学年にわたって系統的に配置した実験・実習科目により実践的な技術を習得させ、創造性を養う。

(電子情報工学科の専門教育の目標)

第10条 電子情報工学科の専門教育の目標は次のとおりとする。

電子情報工学に関する理論と知識(電気磁気学、電子回路、電子工学、電子制御、ソフトウェア工学、計算機工学、情報通信ネットワーク等)及び実験技術並びにそれらの融合化技術に関する知識を習得させるとともに、創造性を養う。

(生物応用化学科の専門教育の目標)

第11条 生物応用化学科の専門教育の目標は次のとおりとする。

化学に関する理論と知識(無機化学系科目、有機化学系科目、分析化学系科目、生物化学系科目、物理化学系科目等)及び応用化学あるいは生物工学に関するコース別専門知識(工業化学系科目、化学工学系科目、設計・システム系科目、環境工学系科目、細胞工学系科目、遺伝子工学系科目、生体材料工学系科目等)並びに豊富な実験技術を習得させるとともに、創造性を養う。

(材料工学科の専門教育の目標)

第12条 材料工学科の専門教育の目標は次のとおりとする。

材料工学に関する理論と知識(材料の物理と化学、材料の構造・設計・物性・機能、製造プロセス等)及び豊富な実験技術を習得させるとともに、それらを応用して材料に関連する諸問題を解決できる創造性を養う。

(専攻科の教育方針)

第13条 専攻科(専攻科課程)の教育方針は次のとおりとする。

- (1) 幅広い基礎技術と高度な専門知識を有し、広い視野から社会の変化に的確に対応できる技術者を育成する。
- (2) 新しい価値を創造する力を備え、研究開発能力、課題探求能力を有し、社会に貢献できる意欲的な技術者を育成する。
- (3) 社会に対する責任を自覚でき、優れた倫理観をもった技術者を育成する。

(4) 日本語及び英語によるコミュニケーション能力をもった技術者を育成する。

(専攻科 総合イノベーション工学専攻の目標)

第14条 専攻科 総合イノベーション工学専攻の目標は次のとおりとする

より高度で幅広い専門知識や創造力、判断力を身に付け、科学技術の分野でグローバルに活躍できる実践的技術者を育てる。また、研究開発能力、課題探求・問題解決能力、技術者倫理を含む総合的判断力、英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、技術開発の場で新たな価値を創造する力を育てる。

(環境・資源コースの専門教育の目標)

2 環境・資源コースの専門教育の目標は次のとおりとする。

地球温暖化や酸性雨に代表される環境問題、自然環境破壊抑制のための環境保全、バイオマス・鉱物・水・生物・海洋等各種天然資源の有効利用、環境調和型資源リサイクルリングによる循環型社会の構築等を行うために、機械、電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけた創造的実践的技術者を養成する。

(エネルギー・機能創成コースの専門教育の目標)

3 エネルギー・機能創成コースの専門教育の目標は次のとおりとする。

次世代の新エネルギー開発、その安定供給、輸送や利用における効率化や関連機能材料等に関わる技術開発を行うために、機械、電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけた創造的実践的技術者を養成する。

(ロボットテクノロジーコースの専門教育の目標)

4 ロボットテクノロジーコースの専門教育の目標は次のとおりとする。

自身の専門分野を軸としてロボットを構成する技術を高度化し、イノベーションの創出や革新的な応用技術を社会に還元するために、機械、電気・電子、情報・通信、生物、化学、材料等の幅広い分野の中から複数の分野を融合・複合させた分野横断的教育プログラムで達成される能力を身につけた創造的実践的技術者を養成する。

(先端融合テクノロジー連携教育プログラムコースの専門教育の目標)

5 先端融合テクノロジー連携教育プログラムコースの専門教育の目標は次のとおりとする。

本校専攻科と国立大学法人豊橋技術科学大学がそれぞれの強みをもつ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図り、実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を養成する。

第15条、第16条、第17条を削る。

(学習・教育到達目標)

第18条 教育理念、養成すべき人材像、教養教育の目標、専門教育の目標などを統合し、学生が身に付けるべき姿勢・知識・技術・能力を、学科(準学士課程)及び専攻科(専攻科課程)ごとの「学習・教育到達目標」として別に定める。

(学生への支援に関する目標)

第19条 本校の学生への支援に関する目標は次のとおりとする

豊かな人間性、健全な心身及び確かな自己実現を図るため、学生の学習活動や課外活動等への参加を促進し、未来を自ら切り拓く力を引き出せるよう修学上及び生活上の支援を行う。

(学科学生の受入方針)

第20条 本校の学科学生受入方針は次のとおりとする

- (1) 中学における学習内容をしっかりと理解している人
- (2) 数学や理科に興味を持ち、科学の発展に夢を持っている人
- (3) 何事にも積極的に挑戦する意欲があり、自ら進んで学習できる人
- (4) 他人を思いやり、協調していける人

(第4学年編入学生の受入方針)

第21条 本校の第4学年編入学生受入方針は次のとおりとする

- (1) 科学技術に興味を持ち、その発展に夢を抱く人
- (2) 工学を学ぶ上で基礎となる知識を身につけている人
- (3) 何事にも積極的に挑戦する意欲があり、継続的に自己学習できる人
- (4) 論理的に物事を考えることができる人
- (5) コミュニケーション能力と協調性を身につけている人

(留学生の受入方針)

第22条 本校の留学生受入方針は次のとおりとする

- (1) 科学技術に興味を持ち、その発展に夢を抱く人
- (2) 工学を学ぶ上で基礎となる知識を身につけている人
- (3) 何事にも積極的に挑戦する意欲があり、継続的に自己学習できる人
- (4) 論理的に物事を考えることができる人
- (5) 日本語と日本文化に興味と関心を抱く人

(専攻科学生の受入方針)

第23条 本校の専攻科学生受入方針は次のとおりとする

- (1) 科学技術の発展に寄与する意欲のある人
- (2) 自らの向上をめざして継続的に自己学習を行う意欲・適性のある人
- (3) 論理的に物事を考える適性を持つ人
- (4) 豊かな想像力を持ち、何事にも積極的に挑戦する意欲・適性のある人
- (5) 広い視野を持ち、将来、国際社会で活躍する意欲・適性のある人

附 則

この規則は、平成 24 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 11 月 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。